

(16) 上・下水道

ア 上水道

(ア) 施設規模

(平成 15 年 3 月 31 日現在)

項 目	広 島 市	湯 来 町
a 行政区域内人口	1,133,264 人	7,999 人
" 世帯	480,155 世帯	2,992 世帯
b 給水区域人口	1,132,749 人	2,097 人
" 世帯	479,950 世帯	843 世帯
c 給水人口(計画)	1,204,800 人	2,794 人
" (現在)	1,094,401 人	1,030 人
d 普及率	96.61 %	49.12%
・対給水区域人口		
・対計画給水人口	90.84 %	36.86%

(イ) 水道料金(1か月)

(平成 16 年 4 月 1 日現在)

区 分		広 島 市	湯 来 町	
家事用	基本料金	10m ³ まで(13mm 口径は 810 円、その他の口径は別表(P. 175)参照)	10m ³ まで 840 円	
	従量料金・ 超過料金(注) (1m ³ につき)	10m ³ を超え 15m ³ まで	106 円	10m ³ を超えた料金 1m ³ につき 105 円
		15m ³ を超え 20m ³ まで	168 円	
		20m ³ を超え 40m ³ まで	203 円	
		40m ³ を超え 100m ³ まで	229 円	
	100m ³ を超えるもの	241 円		
業務用	基本料金	10m ³ まで(13mm 口径は 810 円、その他の口径は別表(P. 175)参照)	同上	
	従量料金・ 超過料金(注) (1m ³ につき)	10m ³ を超え 15m ³ まで	106 円	
		15m ³ を超え 20m ³ まで	193 円	
		20m ³ を超え 40m ³ まで	228 円	
		40m ³ を超え 100m ³ まで	257 円	
		100m ³ を超え 200m ³ まで	288 円	
	200m ³ を超えるもの	316 円		
公衆浴場用	基本料金	10m ³ まで(13mm 口径は 810 円、その他の口径は別表(P. 175)参照)	同上	
	従量料金・ 超過料金(注) (1m ³ につき)	10m ³ を超え 15m ³ まで	106 円	
		15m ³ を超えるもの	62 円	
プール用	基本料金	10m ³ まで(13mm 口径は 810 円、その他の口径は別表(P. 175)参照)	同上	
	従量料金・ 超過料金(注) (1m ³ につき)	10m ³ を超えるもの	116 円	
特別給水	1m ³ につき	159 円	-	

(注) 広島市では従量料金、湯来町では超過料金と表記

(注) 広島市の料金は、上表により算定した額に 100 分の 105 を乗じて得た額

湯来町の料金は、消費税及び地方消費税を含む。

湯来町の簡易水道事業は、水道の加入促進を図る観点から、本来水道料金等で賄うべき経費の一

部を一般会計から繰り入れ、水道料金等を安価に設定している。

用途	メーターの口径	金額	メーターの口径	金額
家事用 業務用 公衆浴場用 プール用	13mm	810 円	100mm	3,590 円
	20mm	860 円	150mm	5,375 円
	25mm	910 円	200mm	6,930 円
	40mm	1,200 円	250mm	10,220 円
	50mm	2,425 円	300mm	14,605 円
	75mm	2,975 円		

(別表)広島市基本料金(10 まで)

(ウ) メーター使用料(1か月)

(平成 16 年 4 月 1 日現在)

区 分		広島市	湯来町
メーター口径	13 mm	/	60 円
"	20 mm		110 円
"	25 mm		120 円
"	30 mm		200 円
"	40 mm		230 円
"	50 mm		550 円

(注) 湯来町の料金は、消費税及び地方消費税を含む。

(エ) 施設整備納付金(施設加入金)

(平成 16 年 4 月 1 日現在)

区 分		広島市	湯来町
メーター口径	13 mm	50,000 円	一律 50,000 円
"	20 mm	125,000 円	
"	25 mm	230,000 円	
"	40 mm	800,000 円	
"	50 mm	1,500,000 円	
"	75 mm	4,400,000 円	
"	100 mm	8,800,000 円	
"	150 mm	24,800,000 円	
"	200 mm	52,800,000 円	
"	250 mm以上	管理者が別に定める額	

(注) 広島市の料金は、上表により算定した額に 100 分の 105 を乗じて得た額

イ 下水道

(ア) 普及状況

(平成 15 年 3 月 31 日現在)

項 目		広 島 市	湯 来 町
行政区域内人口 比率の普及率	現在処理人口(人)	1,031,930	202
	行政区域人口(人)	1,133,264	7,999
	普及率(%)	91.1	2.5

公共下水道のみ。

(イ) 下水道使用料(1か月)

(平成 16 年 7 月 1 日～)

区 分	広 島 市			湯 来 町	
一般家庭 汚水	基本料金	10m ³ まで	690 円	世帯割 1,500 円 + 世帯人員 × 500 円	
	超過料金 (1m ³ につき)	10m ³ を超え 15m ³ まで	102 円		
		15m ³ を超え 20m ³ まで	156 円		
		20m ³ を超え 40m ³ まで	222 円		
		40m ³ を超え 100m ³ まで	294 円		
		100m ³ を超えるもの	324 円		
営業汚水	基本料金	10m ³ まで	690 円	使用人員	使用料
	超過料金 (1m ³ につき)	10m ³ を超え 15m ³ まで	102 円	1 人～5 人	3,000 円
		15m ³ を超え 20m ³ まで	169 円	6 人～10 人	5,500 円
		20m ³ を超え 40m ³ まで	244 円	11 人～15 人	8,000 円
		40m ³ を超え 100m ³ まで	308 円	16 人～20 人	10,500 円
		100m ³ を超え 200m ³ まで	373 円	21 人～30 人	14,500 円
		200m ³ を超え 500m ³ まで	416 円	31 人～40 人	19,700 円
		500m ³ を超え 1,000m ³ まで	449 円	41 人～50 人	24,900 円
		1,000m ³ を超えるもの	480 円	51 人～60 人	30,100 円
				61 人～70 人	37,250 円
				71 人～80 人	42,750 円
				81 人～90 人	48,250 円
				91 人～100 人	53,750 円
				101 人～120 人	66,400 円
				121 人～140 人	78,200 円
				141 人～160 人	90,000 円
				161 人～180 人	101,800 円
		181 人～200 人	113,600 円		
		201 人～240 人	142,300 円		
		241 人～280 人	167,900 円		
		281 人～320 人	193,500 円		
		321 人～370 人	222,300 円		
		371 人～420 人	274,050 円		
		421 人～470 人	308,550 円		
		471 人～520 人	343,050 円		
		521 人～	377,550 円		
公衆浴場 汚水	基本料金	10m ³ まで	690 円	同上	
	超過料金 (1m ³ につき)	10m ³ を超え 15m ³ まで	102 円		
		15m ³ を超え 20m ³ まで	156 円		
		20m ³ を超えるもの	35 円		
プール及び 土木工費用等 による汚水	1m ³ につき	170 円		-	

(注) 上表により算定した額に 100 分の 105 を乗じて得た額

(ウ) 貸付金

(平成 16 年 4 月 1 日現在)

項 目	広 島 市	湯 来 町
a 水洗便所改造資金		
(a) 貸付対象	公共下水道処理区域内でくみ取り便所を水洗便所に改造する場合	なし
(b) 貸付限度額	1 戸につき 52 万円以内	
(c) 貸付利率	無利子	
(d) 返済期間	52 月以内	
b し尿浄化槽廃止資金		
(a) 貸付対象	公共下水道処理区域内でし尿浄化槽を廃止し、公共下水道へ直結する場合	なし
(b) 貸付限度額	1 基につき 50 万円以内	
(c) 貸付利率	無利子	
(d) 返済期間	50 月以内	
c 大型し尿浄化槽廃止資金		
(a) 貸付対象	公共下水道処理区域内で 51 人槽以上の大型し尿浄化槽を廃止し、公共下水道に直結する場合	なし
(b) 貸付限度額	1 基につき 250 万円以内 (工事費の 8 割)	
(c) 貸付利率	無利子	
(d) 返済期間	40 月	

(エ) 下水道事業受益者負担金(分担金)

(平成 16 年 4 月 1 日現在)

項 目	広 島 市	湯 来 町
a 下水道事業受益者負担金(分担金)		
(a) 名称	下水道事業受益者負担金	下水道事業受益者分担金
(b) 対象事業	都市計画事業として施行する公共下水道事業	特定環境保全公共下水道事業
(c) 受益者	既に処理区域(下水道が整備され、下水処理場で処理することができる区域)となっている区域、又はその年に処理区域となる見込みの区域に土地を所有している者	下水を公共下水道に排除してこれを使用する者
(d) 負担金額	土地面積 1 m ² 当たり 187 円	家屋等 1 戸につき 300,000 円(加入促進期間の 3 年間までに加入の場合は 200,000 円)。ただし、公共汚水ますが 1 個増える毎に 50,000 円を加算
(e) 納付方法	20 回(年 4 回×5 年)	一括

(オ) 私道への下水管設置

(平成 16 年 4 月 1 日現在)

項 目	広 島 市	湯 来 町
a 無償使用承諾制度		
(a) 内容	公共下水道整備済み又は年度内に整備予定のある区域内で一定の条件を満たす私道について、土地所有者から無償で使用する承諾を得た場合に市が、下水管を設置する。 また、設置された下水管は市が維持管理を行う。	公共下水道整備済み又は年度内に整備予定のある区域内で一定の条件を満たす私道について、土地所有者から無償で使用する承諾を得た場合に町が、下水管を設置する。 また、設置された下水管は町が維持管理を行う。
b 補助制度		
(a) 対象	私道にのみ面した家屋が2戸以上で、かつ、その家屋の所有者が2人以上であって、全家屋が水洗化工事又は水洗化工事と併せて私道の雨水排除の工事を行う場合	なし
(b) 補助金額	認定した工事費の4分の3	
c 市道への編入		
(a) 内容	一定の基準に適合する私道については、市へ寄附することにより、市道として認定したうえで、下水管を設置することができる。	なし